

成年後見支援相談センターのご案内

成年後見制度とは

成年後見制度の概要

補助・保佐・後見・任意後見の概要

後見開始の審判のフローチャート

任意後見制度の契約締結から終了までのフローチャート

税理士への相談

成年後見支援相談センターのご案内

東京地方税理士会では、一般の方々及び会員の方々より成年後見制度に関してご相談を受け付けております。ご相談の方法は下記のとおりですので、是非ご利用頂きますようお願いいたします。

相談方法

電話による相談

面接による相談

電話番号 045-315-2070

相談日

毎月第1週から第4週までの水曜日

午前10時～12時（受付は10時～11時30分）

午後1時～4時（受付は1時～3時30分）

面接による相談場所

横浜市西区花咲町4-106 税理士会館3階

認知症になっても、障がいがあっても、
自分らしく、安心して生活できる…「**成年後見制度**」
気軽に税理士にご相談ください。（相談は無料です）

成年後見制度とは
認知症などで判断能力が十分でない方々を支援するため、共に生きる
社会の実現を目指すしくみです。
成年後見人には、親族のほか、税理士等の第三者もなることができます。

例えばこんな時…

- 物忘れがひどくなって財産管理ができなくなりました。
どうしたらいいですか…？
- 金融機関から成年後見制度を利用するように言われました…？
- 保佐人になって言われました。どうしたらいいですか…？
- 将来認知症になったらと不安です。今出来ることはありますか…？
- 任意後見と法定後見の違いを教えてください。



東京地方税理士会 成年後見支援センターで 受け付ける相談

1 成年後見制度一般

2 財産管理

3 成年後見人等にかかわる税金

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの精神上の障害により判断能力が充分でない方は、身の回りの色々な問題や、ご自身の財産の管理について多くの不安を抱えています。

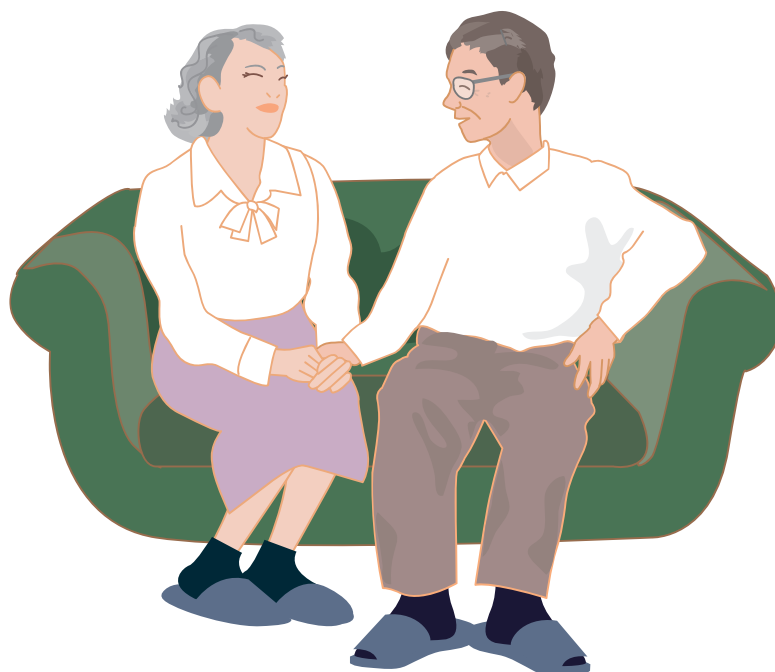
たとえばアパートを借りる、老人介護施設に入居する、ご自身の自宅を改築する、といった法律行為をおこなう際に、自分で適切な判断ができない場合があります。また悪質な訪問販売業者などにより経済的な被害を受ける事例が後を絶ちません。

成年後見制度とは、これらの方々が不利益を被らないように支援・保護する制度です。具体的には判断能力が充分でない人に対して、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、ご本人にかわって契約などの法律行為を行い、また財産を管理することによって、その権利を守り生活を支援する制度です。

この成年後見制度は、超高齢社会にあるわが国を支える重要な社会基盤（インフラ）ともいえます。

成年後見制度について、裁判所のホームページに分かり易い解説ビデオがありますのでぜひご覧下さい。

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/seinen_kouken_video.html



成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります。
その概要は以下のとおりです。

成年後見制度	制度の種類	概 要		
	法定後見制度	すでに判断能力が下記に状況にある方に対して、契約等の法律行為や財産管理を行うために、家庭裁判所が選任した援助者が、必要な支援を行う制度です。		
区 分		判断能力	援助者	
後 見		欠けているのが 常態	成年後見人	
保 佐		著しく不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人		
任意後見制度	本人の判断能力が健常なうちに、判断能力が低下したときに備えて任意後見人や支援の範囲等を公正証書により契約し、実際に判断能力が低下したときに契約の効力が生じます。			

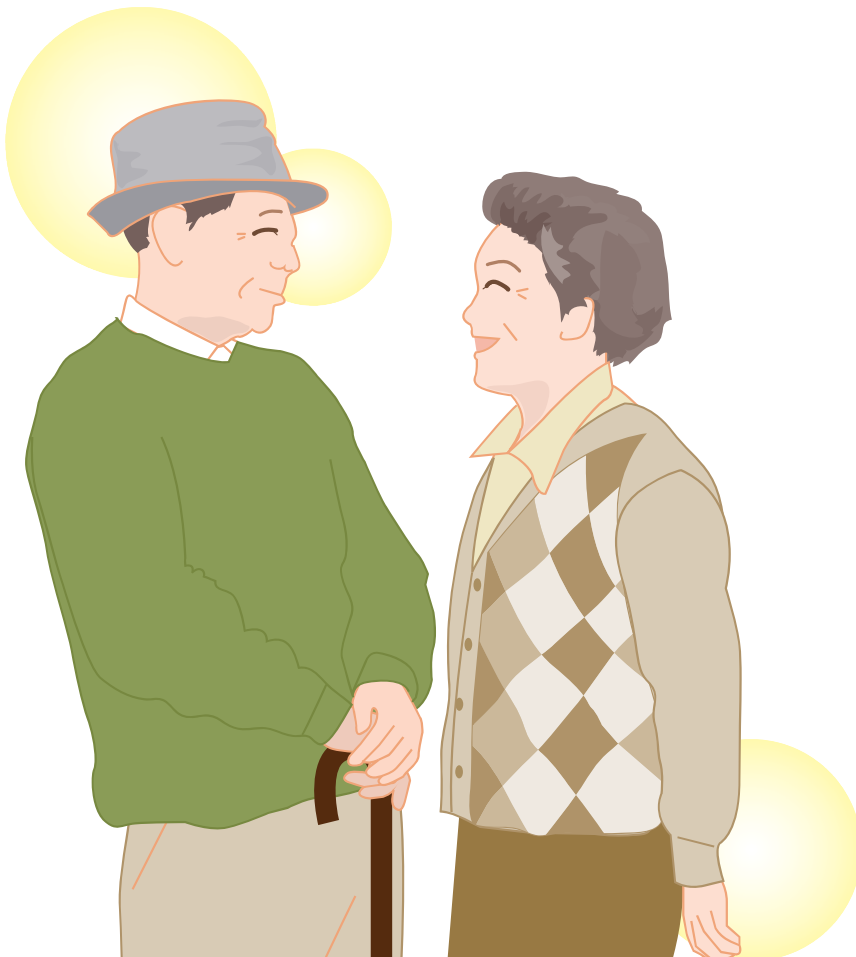
補助・保佐・後見・任意後見の概要

後見類型等		法定後見			任意後見
		補助	保佐	後見	
要件	判断能力 ＜対象者＞	精神上の障害により 事理を弁識する 能力が不十分な者	精神上の障害により 事理を弁識する 能力が著しく不 十分な者	精神上の障害によ り事理を弁識する 能力を欠く者	契約締結能力があ る段階で契約、事 理弁識能力が不十 分な状態で開始
	鑑定等 の要否	診断書等 (原則として 鑑定不要)	原則として 鑑定必要	原則として 鑑定必要	
開始の 手続	請求権者	本人、配偶者、四親等内の親族、他の類型の支援者・監督者、 検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町 村長			本人、配偶者、四 親等内の親族、任 意後見受任者
	本人の 同意	必要	不要	不要	原則として 必要
機 関	支援者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人
	監督者	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人	任意後見 監督人
同意権・ 取消権	付与の範囲	特定の法律行為（民 法 13 条 1 項の範囲 内） ＜申立ての範囲内＞	民法 13 条 1 項 所 定の行為（日常生 活に関する行為を 除く） ^{【注】}	日常生活に関する 行為以外の行為 【同意権はない】	取消権はない
	付与の審判	必要	不要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人	
代理権	付与の範囲	特定の法律行為 ＜申立ての範囲内＞	特定の法律行為 ＜申立ての範囲内＞	すべての財産的 法律行為	契約で付与した 範囲
	付与の審判	必要	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要	不要
支援者の 権限・義 務	権限	同意権・取消権・ 代理権	同意権・取消権・ 代理権	取消権・代理権	
	義務	本人の意思の尊重、 本人の心身の状態 及び生活状況の配 慮義務	本人の意思の尊重、 本人の心身の状態 及び生活状況の配 慮義務	本人の意思の尊重、 本人の心身の状態 及び生活状況の配 慮義務	本人の意思の尊 重、本人の心身の 状態及び生活状況 の配慮義務

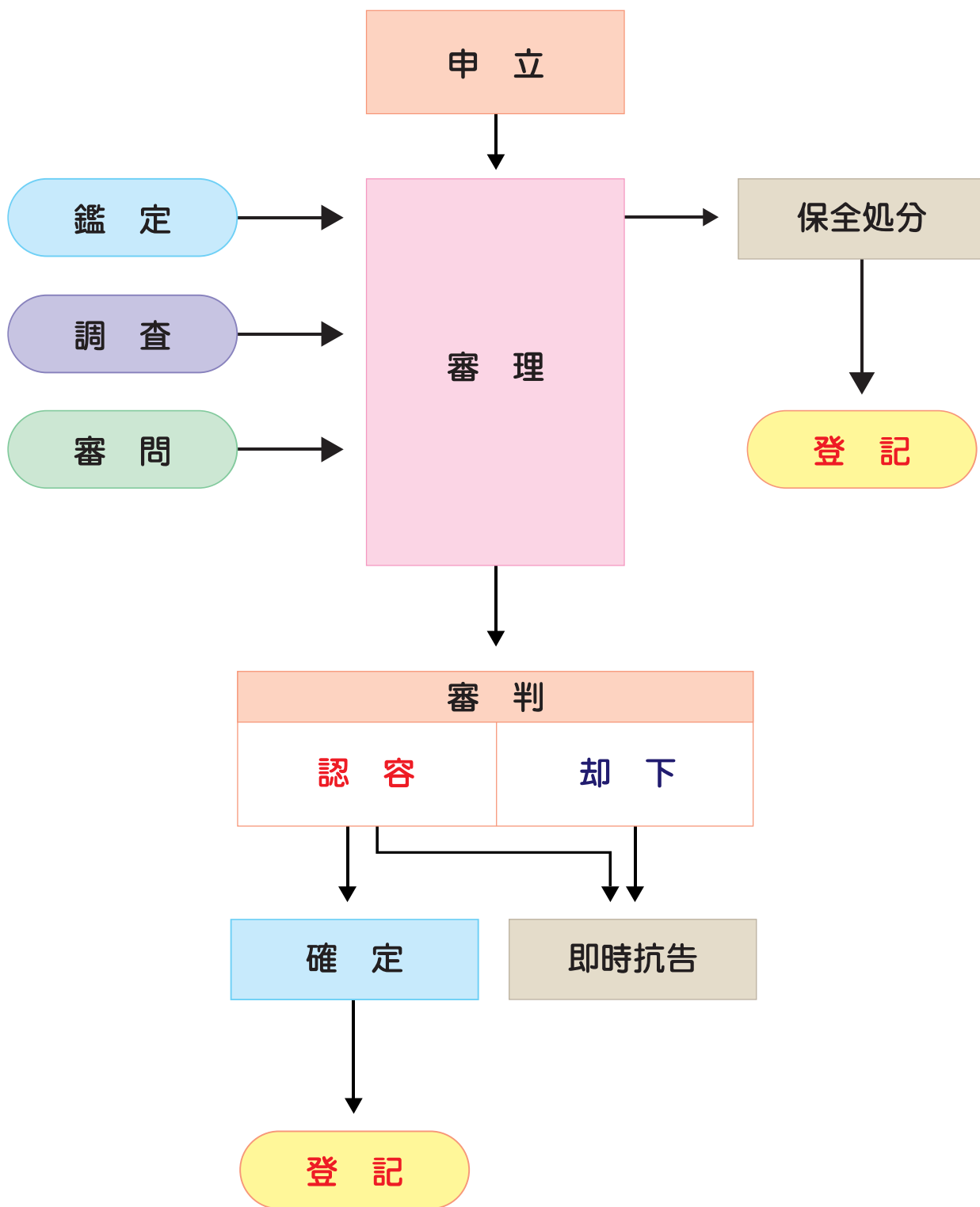
【注】 審判により、民法 13 条 1 項以外についても同意権・取消権が付与される。

《民法13条第1項の行為とは……》

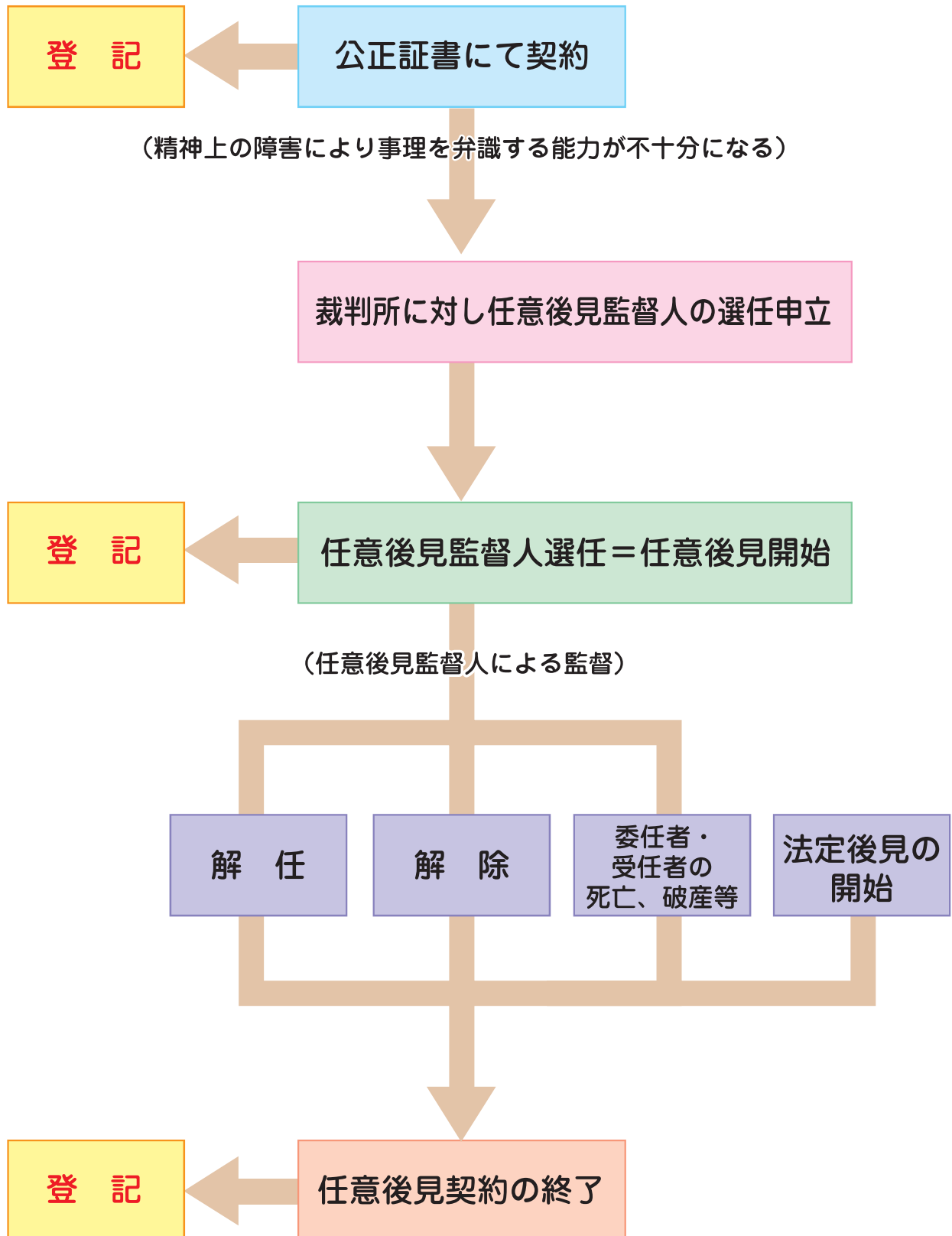
- 一 元本を領収し、または利用すること。
- 二 借財または保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解または仲裁合意をすること。
- 六 相続の承認、放棄または遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈の承認をすること。
- 八 新築、改築、増築または大修繕をすること。
- 九 民法602条に定める期間を超える賃貸借をすること。



後見開始の審判のフローチャート



任意後見制度の契約の締結から終了まで



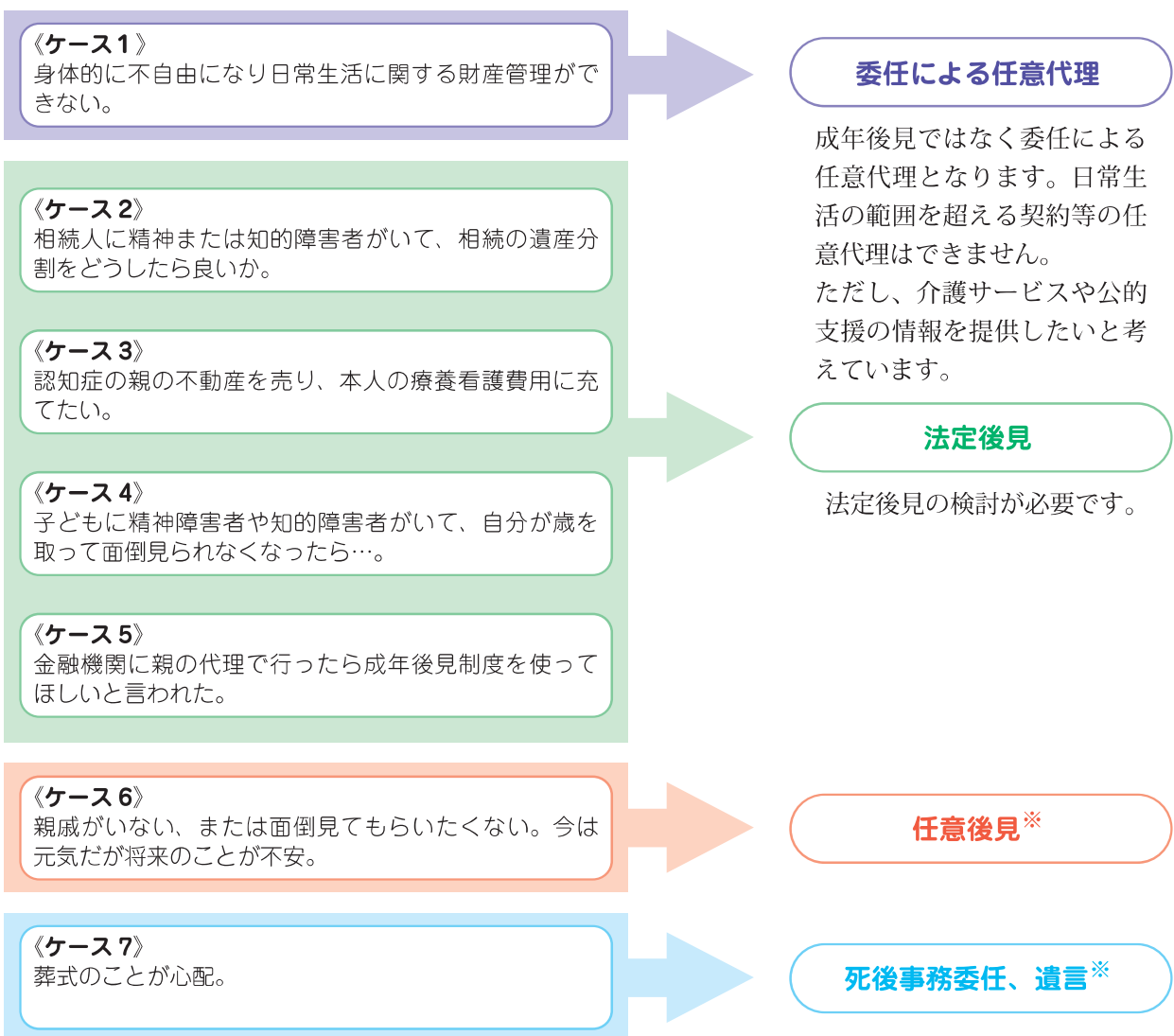
税理士への相談

税理士が業務として行う相談は税務相談です。主に納税者に対し納税の有無、特例の適用要件などを説明することになります。

しかし最近では、中小企業の経営者や個人事業主などからご家族に関わる相談を受けることが多くなってきました。このような場合は、相談者のこれまでの取組みや、その方の考え方をよくお聞きすることから始まり、相談者がどのようなことを期待しているかに注意して、そのお話を傾聴することになります。

これらの相談の中には、成年後見制度を活用することによって問題解決の糸口を見つけてあげられる問題が多くあります。

例えば、成年後見に関係ありそうな相談には、次のようなものがあります。



※賃貸借契約の更新や解除など、日常生活の範囲内の行為を超えた法律行為は、専門的な法律事務を受任することになり、弁護士法違反となるためお受けできない場合があります。

上記ケース2～5の場合には、法定後見の検討が必要となります。

【ケース2の場合】

障害の程度により補助、保佐、成年後見のいずれかの法定後見制度を利用し遺産分割に法定代理人を立て本人の利益を守ることができます。

【ケース3の場合】

相談者と認知症の親（本人）の利害が必ずしも一致しない場合です。相談者の事業資金にするための抵当権の設定や売却を前提とするならば、利益を受けるのは相談者でありこのような目的での法定後見の申立は認められません。本人に最善の利益をもたらすことを前提とした制度であることをよく理解することが大切です。

【ケース4の場合】

親亡き後問題といわれています。自分が元気なうちはできるだけ障害のある子の面倒は見たいという親心ですが、法定後見制度を利用していれば、たとえご自分にもしもの事があっても後見人を捜してもらえる保証があります。

【ケース5の場合】

金融機関は預金者に判断能力が劣る方がいる場合は積極的に成年後見制度の利用を勧めています。高齢者がオレオレ詐欺の被害に遭ったり、第三者による預金の引出しが問題になるので、成年後見制度を利用していれば安心というわけです。

また、高齢者等の相談に「虐待」の事件や消費者被害が隠されていることもあるので、このような場合には、地域の消費者センターや成年後見支援組織などの関連機関とのネットワークが大切になります。

●成年後見制度が必要となる事例●

- ①認知症、高齢者の年金（財産）を息子（親族）が不当に処分する。
- ②知的障害のある息子が、高価な絵画や宝石などをローンで購入する契約をしてしまう。
- ③一人暮らしで認知症、高齢者がたびたび訪問販売にだまされ、不要なリフォーム工事、高額な布団、着物を買わされる。
- ④親は多額の借金を抱えて死亡、唯一の相続人である息子は認知症である。
- ⑤身寄りがなく、認知症も進み、在宅での生活が困難となってきた。
- ⑥夫は交通事故により重傷を負い判断能力も低下。妻は保険会社に保険金を請求したい。

以上のほかにも、判断能力が低下した者が法律行為を行いたいと思うのであれば、成年後見制度を利用する必要があります。

税理士はお客様と長いお付き合いを通して信頼を築いております。ぜひ一般の方々も成年後見の問題に関して税理士にご相談下さい。